

# 中山間地域移動スーパー等導入支援事業実施要領

令和5年4月21日  
総合政策部中山間・地域政策課

## 1 趣旨

県は、中山間地域における地域経済の振興及び買い物弱者への支援を図る観点から地域巡回型の販売を行う者等を支援するため、中山間地域移動スーパー等導入支援事業を実施することとし、その実施に当たっては、この要領に定めるところによる。

## 2 定義

次に掲げる用語の定義は、それぞれ記載のとおりとする。

### (1) 中山間地域

宮崎県中山間地域振興条例（平成23年条例第20号）第2条に定める区域

### (2) 移動スーパー（移動スーパー事業）

あらかじめ設定された販売ルート及び時間において、生鮮三品（鮮魚、青果及び精肉をいう。）、加工品、生活必需品等を販売する移動販売車（特定の販売品目のみの販売、特定の住宅又は施設のみ訪問して行う販売並びに商品のみを配達するものを除く。）

### (3) 地域のよろず屋（よろず屋型事業）

店舗の新規開業又は多角化若しくは規模の拡大を行う地域の商店（買い物や家事代行等のサービスを提供する（大手フランチャイズ店の類を除く。）店舗を含む。）

### (4) 実施主体

県内の中山間地域において生鮮三品、加工品、生活必需品等を販売する移動スーパー事業又はよろず屋型事業（以下「移動スーパー事業等」という。）を行う法人若しくは個人事業主。または、それらと連携して移動スーパー事業等を行う者とする。

## 3 事業概要

中山間地域における移動スーパー事業等の開業・事業拡大が円滑に行えるよう、その実施のために必要となる車両購入等の費用の一部を補助する。

### (1) 補助要件

実施主体は、事業の実施にあたって以下の要件を全て満たすこととする。

#### <共通事項>

補助金の交付決定を受けた初年度から5年間継続して移動スーパー事業等を行うこと。

#### <移動スーパー事業>

- ① 移動販売車が停留し販売できる場所（以下「停留所」という。）を適宜設け、1停留所あたり原則週2回以上移動販売が行えるようなルート設計をすること。
- ② 主として中山間地域（市町村が提示した買物困難エリアを含む。）を移動する販売ルートを、1つ以上設けること。

- ③ 上記②に定めるルートについては、中山間地域内に5か所以上停留所を設けるとともに、全停留所数に占める中山間地域内の停留所数の割合が5割以上となるようにすること。
- ④ 移動スーパー事業のルート設計は、市町村が提示した買物困難エリアを確認の上、地域の実情に応じて行うこと。
- ⑤ 移動販売と併せて見守り活動を実施するものであること。

#### <よろず屋型事業>

- ① 中山間地域において、店舗の新規開業又は多角化若しくは規模の拡大を行うこと。
- ② 商品の販売と併せて、地域住民をサポートするサービスの提供を、1つ以上行うこと。
- ③ よろず屋型事業の内容は、地域の実情に応じて行うこと。

### (2) 補助対象経費

- ① 車両購入・改造費  
移動スーパー事業に用いる車両の新規購入及び必要な改造に係る経費（既存車両を移動販売車に改造する際に要する費用を含む。）
- ② 工事費  
よろず屋型事業に必要となる内・外装工事費に要する経費
- ③ 備品購入費  
移動スーパー事業又はよろず屋型事業のために必要となる冷蔵庫等の電子機器等の備品の購入に係る経費（①及び②に係るものを除く。既存の物品を移動販売用に修繕・改造する際に要する費用を含む。）
- ④ 広報費  
移動スーパー事業又はよろず屋型事業を実施するに当たり必要となる、利用希望調査、販売開始の周知等に係る経費
- ⑤ その他知事が必要と認める経費

#### <対象外となる経費>

- ① 交付決定前に購入、契約等したもの
- ② 経常的な人件費、維持管理費
- ③ 各種許認可、契約等に要するもの
- ④ 消費税及び地方消費税
- ⑤ 移動スーパー事業又はよろず屋型事業以外に要する備品購入費、広報費等

### (3) 補助額

県が市町村に交付する補助金の額は、市町村が実施主体に対し補助する額の3分の2以内又は100万円のいずれか低い額であって、かつ、前項に規定する補助対象経費の合計額の3分の1以内とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。

なお、市町村が実施主体に対し補助する補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の合計額の2分の1以内又は150万円のいずれか低い額とする。

## 4 申請手続き

実施主体は、以下の書類を市町村に提出するものとする。

### <共通事項>

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 実施主体の概要が分かる資料
- ④ その他必要と認める書類

### <移動スーパー事業>

- ⑤ 補助対象となる車両、備品等の見積書、仕様書及びカタログ
- ⑥ 移動販売ルート概要図  
※ 移動販売を実施する予定のルート、停留所の位置及び名称等の確認できるもの。

### <よろず屋型事業>

- ⑦ 補助対象となる工事の設計書、設計図、備品等の見積書、仕様書、カタログ
- ⑧ 店舗位置図  
※ 店舗の位置及び名称等の確認ができるもの。

※ 下記5により採択となった実施主体は、市町村からの内示額の通知後、市町村の指示する期日までに、⑩交付申請書、⑪納税証明書、⑫特別徴収実施確認・開始誓約書、⑬暴力団関係者に該当しないことの誓約書を追加で提出すること。

## 5 事業の採択

- (1) 市町村は、実施主体と十分協議の上、上記4に規定する事業計画書及び関係書類を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、事業計画等を審査の上、予算の範囲内で採択するものとする。

## 6 事業完了手続き

### (1) 提出書類

実施主体は、事業が完了したときは以下の書類を市町村に提出するものとする。

- ① 事業実績書
- ② 収支精算書
- ③ 領収書等の写し
- ④ 補助金を活用して購入等した車両等の写真

### (2) 完了日

実施主体の事業の完了日は、工事・請負業者等への最終支払日とし、市町村の事業の完了日は、市町村が実施主体が提出した実績報告書を審査の上、実施主体に対して額の確定を行い、精算払いを行った日とする。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。